（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百三十一人以内を置く。

２　［略］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［略］		
［項を削る。］		
［略］		
喜連川社会復帰促進センター	［略］	
［略］		
山口刑務所	下関拘置支所	下関市
	宇部拘置支所	宇部市
	周南拘置支所	周南市
［略］		

［二・三　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○法務省令第二十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

法務大臣　上川　陽子

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（少年院に置く課等）	（少年院に置く課等）
第五条　［１～３　略］	**第五条**　［１～３　同上］
４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院、広島少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。	４　前三項に掲げる課のほか、少年院に、首席専門官一人（東北少年院、多摩少年院、瀬戸少年院、浪速少年院及び福岡少年院にあっては二人、東日本少年矯正医療・教育センターにあっては三人）を置く。

（統括矯正処遇官）

第三十一条　刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百二十八人以内を置く。

２　［同上］

別表第二（第二十六条関係）

一　刑務所の支所

所轄刑務所	名称	位置
［同上］		
月形刑務所	岩見沢拘置支所	北海道樺戸郡月形町
［同上］		
黒羽刑務所	［同上］	
［同上］		
山口刑務所	下関拘置支所	下関市
	宇部拘置支所	宇部市
	萩拘置支所	萩市
	周南拘置支所	周南市
［同上］		

［二・三　同上］